改正宅建業法と対策セミナー
in 札幌

2018年3月24日（土）、28日（水）
13：30～16：30（受付13：00より）
※両日とも同じ内容で開催します。どちらかご都合のよい日程を選んでご参加ください

一部が改正された宅地建物取引業法がいよいよ今年の4月1日から施行されます。
中古住宅などの既存建物取引時における媒介契約締結時に、建物のインスペクションのあっせんの可否を、売り主または買い主である依頼者に明示することが宅地建物取引士に義務付けられる、というものです。

このとても煩雑な制度について正しく理解し、施行後に起こりうるであろう問題へのリスク回避準備ができていますか？
安心・信頼のある取引を行うために、宅建業者として、ホームインスペクターとして、さまざまな立場からみた対策を、わかりやすく解説いたします。

会場 **札幌市産業振興センター**
（札幌市白石区東札幌5条1丁目1－1）

参加料 **無料**
これから中古住宅・建物の売買を考えている住まい手の方でもご参加いただけます。

定員 各日30名ずつ

申込方法 協会ホームページ内のお申込フォームよりお申し込みください。
https://www.jshi.org/news/20180228/

第1部 『宅地建物取引業法の一部改正により、何が変わるのか？』 13：30～14：50
・今回の業法改正が既存住宅市場に与える影響
・ホームインスペクションを取り巻くさまざまな制度や資格について
（休憩10分）
第2部 『安心・信頼の取引を行うために』 15：00～16：20
・既存住宅状況調査について、業務の流れ
・住宅不具合実例から学ぶリスクヘッジ
（質疑応答10分）

講師

日本ホームインスペクターズ協会理事
栃木　渡
一級建築士事務所(株)北工房　代表取締役。
さくら事務所ホームインスペクション北海道代表、リノベーション住宅推進協議会理事、他関連団体公職多数。

講師

日本ホームインスペクターズ協会
北海道エリア部会長
古田　昌之
一級建築士事務所スミタス建物診断株式会社。
約10年で3,000件以上のインスペクションを実施。
二級建築士、北海道住宅検査人、既存住宅状況調査技術者、非破壊検査技術者など保有資格多数。

＜お問い合わせ＞
NPO法人日本ホームインスペクターズ協会　北海道エリア部会　事務局（担当：成田翔子）
〒060-0001　札幌市中央区北1条西15丁目1-3大通ハイム409
TEL：011-622-7111（土日祝休み）　FAX：011-622-7125　Mail：hokkaido@jshi.org